

2017.05.10

## ■ 国交省ガイドラインの分析

前回、港湾局のガイドラインの契約変更の定義の問題点について述べましたが、整備局のガイドラインの定義についても分析してみましょう。

整備局のガイドラインでは契約変更を「契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間ににおいて、既に締結されている契約内容を変更すること」と定義しています。

問題はこの定義にある「既に締結されている契約内容」とは何を意味するのです。

既に述べたように、契約内容とは「契約書に記された内容であり、契約書は「契約書」と「設計図書」によって構成されます。従つて、「既に締結されている契約内容を変更」と「設計図書」に記された全ての事項となります。

前回分析しましたが、工期や請負代金額の変更は必ずしも契約書内容の変更と運動するわけではありません。従つて、「既に締結されている契約内容を変更」という文言は、港湾局のガイドラインのようには「工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更」とした方がより明確になり、公共工事標準請負契約款とも整合性がとれることがあります。

両ガイドラインの持つ問題点の解決には以下の方策が考えられます。

③タイトルを「契約変更ガイドライン」に統一するが、興味深

いのは、整備局の中でなぜか中国地

方整備局だけが制定当初より現在に至るまで「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」としていま

す。

これらの記述からすると、整備局

草柳 傲二

▶13

2017.05.24

## ■ 契約変更ガイドラインの役割

国土交通省の各整備局が追加費用や工期延伸の対応方法を定めた「工事請負契約における設計変更ガイドライン」では以下のようになります。ガイドラインとして設計変更できないとしています。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。

3. 「承諾」で施工した場合。

4. 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている所定の手順を経てならない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合。

これらら項目の内容を、実務に照らしわせて掘り下げていきましょう。

第1項は「協議」の必要性を述べていますが、関東地方整備局のガイドラインでは「発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの」と定義しています。

この定義に従えば、受注者は発注者の指示が出されるまで当該業者に着手する義務は負わないことになります。

一方、国土交通省の「土木工事共通仕様書（平成25年4月改定）」第1編共通編総則の「用語の定義」には、以下のようない「協議」に関する定義が述べられています。

「協議とは、書面により契約書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること」。

そもそも、ガイドラインと共に組み込むといったことは、建設業法の基本理念から外れ、同時に公工事標準請負契約書において改訂を重ね向上させてきた契約の公正性を低下させるべきことになります。

そもそもガイドランの内容は全く標準契約書に記述する必要はないのです。なぜ、整備局はこの様な契約の根幹を覆すような方針を取つたのでしょうか。

その原因を調べてみましたが、どうも受注者側の団体からも設計変更を契約変更の手続き前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することと定義しています。また、契約変更の定義では「当該受注者との間において」と記述しています。

これらの記述からすると、整備局

草柳 傲二

▶14

2017.05.24

## ■ 国際建設契約の特徴

いわゆるFIDIC約款では、受注者は契約問題の紛争中であっても工事を続行しなければならないと定めています。一方、発注者は協議や紛争に際し受注者と適正かつ公正に対応する義務を負わせています。こうした条項構造としてはいるのは、事業遅延は真的発注者の便益を損ねることになるからです。

第1項と第2項は再検討が必要であり、国際的ルールから見て、現状のままでは発注者は協議や紛争に際し受注者と適正かつ公正に対応する義務を負わせています。この3項を分析してみます。

要である、国際的ルールから見て、現状のままでは発注者は協議や紛争に際し受注者と適正かつ公正に対応する義務を負わせています。

次に第3項を分析してみます。

「協議」を「承認」（approvement）と定義しています。

「承認 concurrence」は「やりたい」といつてきたことを受け入れることですから、実施事項の責任は、承認した側にはなく、承認を申し入れた側にはあります。ガイドラインで承認を受ける自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るものが「としているのは」のことを述べているわけです。

一方、「承認 approve」は自身の持つ権限に基づく要求、あるといふ解釈が成立立たない

場合があります。ガイドラインでは、監督職員または受注者が認められたものではあります。従って「承認」

とは「承認」の定義に含まれたものではありません。

この二つの項目からすると、設計

図書に条件明示のない事項において、発注者や監督職員から指示を受けたり、第2項は、この原則を再確認している記述となっています。

したがって、第1項は結論を得られない状態で受注者が施工をした場合は追加費用と工事延伸の対象となると述べて

おり、第2項は、この原則を再確認している記述となっています。

## 「設計変更できない」5項目について考える

## 指針の問題点を解決する三つの方策

■ ガイドラインの位置付け

整備局のガイドラインでは設計変更を契約変更の手続の前に当該

契約変更の定義は港湾局の

ガイドラインと同じで、

「設計図書」と「設計図書」

によって構成されます。従つて、「既に締結されている契約内容を変更すること」と定義されています。

問題はこの定義にある「既に締結

されている契約内容」とは何を意味するのです。

既に述べたように、契約内容とは

「契約書に記された内容であり、契約書は「契約書」と「設計図書」によって構成されます。従つて、「既に締結されている契約内容を変更」と「設計図書」に記された全

ての事項となります。

前回分析しましたが、工期や請負代金額の変更は必ずしも契約書内容の変更と運動するわけではありません。従つて、「既に締結されている契約内容を変更」という文言は、港湾局のガイドラインのようには「工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更」とした方がより明確になり、公共工事標準請負契約款とも整合性がとれることがあります。

両ガイドラインの持つ問題点の

解決には以下の方策が考えら

れます。

③タイトルを「契約変更ガ

イドライン」に統一するが、興味深

いのは、整備局の中でなぜか中国地

方整備局だけが制定当初より現在に至るまで「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」としていま

す。

これらの記述からすると、整備局

は、港湾局のガイドラインと同様に「工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更」とした方がより明確になります。

両ガイドラインの持つ問題点の

解決には以下の方策が考えら

れます。

客員教授

II 次回掲載予定は5月24日

高知工科大名誉教授、東京都市大

客員教授

II 次回掲載予定は6月7日